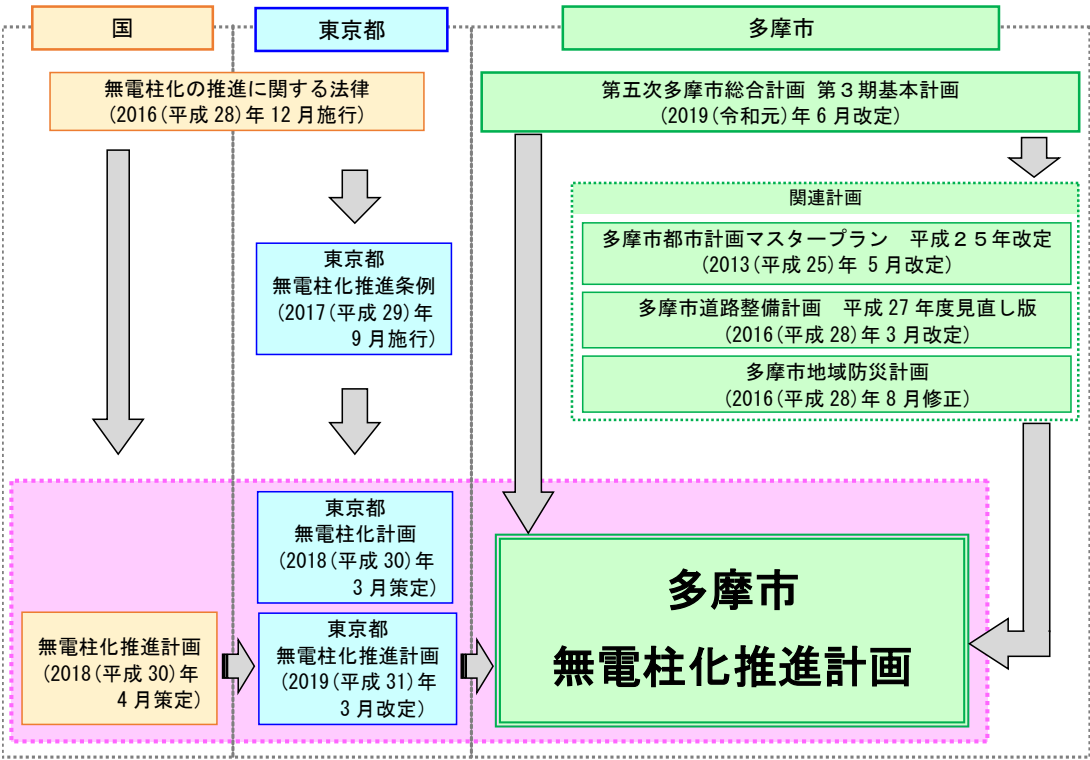


1.計画策定の趣旨

- (1)計画の背景及び目的
- 2016（平成 28）年 12 月に「無電柱化の推進に関する法律」（以下「無電柱化法」とする）が施行され、市町村は無電柱化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努力義務として規定されています。
- 多摩市では、市道の防災性・快適性向上のため、「多摩市無電柱化推進計画」を策定し、無電柱化を推進します。
- 「多摩市無電柱化推進計画」は、無電柱化の推進に関する基本的な方針、目標等を定め、多摩市の市道における無電柱化の推進に向けた施策等を明記し、「都市防災機能の強化」・「安全で快適な歩行空間の確保」・「良好な都市景観の創出」に資することを目的とします。
- しかし、限られた予算の中で計画的かつ効率的に事業を推進するためには、対象路線に優先順位を設け、整備を行う必要があります。
- 多摩市無電柱化推進計画では、優先的に無電柱化を整備していく路線を設け、市民の理解・協力を得ながらより円滑に無電柱化を推進します。
- (2)計画の位置付け
- 多摩市無電柱化推進計画は、無電柱化法における市町村無電柱化推進計画に相当します。「第五次多摩市総合計画第 3 期基本計画」では、道路の防災性・快適性向上のため、無電柱化事業に取り組むと位置付けています。また、「多摩市都市計画マスタープラン」を踏まえたまちづくりに関する計画であり、道路整備に関する基本的指針を示している「多摩市道路整備計画」、「多摩市地域防災計画」の関連計画として位置付けます。



- (3)計画期間
- 多摩市無電柱化推進計画は、2020（令和 2）年度を初年度とし、多摩市道路整備計画の目標年次に合わせて 2026（令和 8）年度までの 7 ヶ年を計画期間とします。
- また、今後の社会情勢の変化に柔軟に対応するため、多摩市都市計画マスタープランなど、関連する計画の改定に合わせて、必要に応じて部分的な見直しや更新を検討します。
- (4)多摩市における無電柱化の現状
- 多摩市では、2020（令和 2）年 3 月現在、市道の総延長（約 302.7 k m）の約 2.5%に相当する約 7.7 k mで電線類が地中化されています。

2.無電柱化の推進に関する目標

- (1)路線の抽出方法
- 無電柱化の目的である「都市防災機能の強化」・「安全で快適な歩行空間の確保」・「良好な都市景観の創出」の観点から、評価指標を設定し、無電柱化を検討していく路線を抽出しました。
- (2)優先的に無電柱化を整備していく路線
- 抽出した路線の中から、人通りの多い駅周辺道路を対象に無電柱化の必要性や路線としての重要性等から、優先的に無電柱化を整備していく路線を選定しました。

路線選定の評価指標	
◆「都市防災機能の強化」：防災に寄与する路線	・ 緊急輸送道路
	・ 避難場所と緊急輸送道路を結ぶ路線
◆「安全で快適な歩行空間の確保」	・ 都道の無電柱化との連携路線
	・ 消防署や災害拠点病院前面等の路線
：歩道の狭い路線や片側歩道の路線	
◆「良好な都市景観の創出」：無電柱化済み路線との接続路線	・ 聖蹟桜ヶ丘駅、多摩センター駅、永山駅、唐木田駅の 4 駅から半径 5 0 0 m にかかる路線
	・ 商店街、通学路、バス路線等の特に安全で快適な通行空間の確保が求められる路線
◆「良好な都市景観の創出」：無電柱化済み路線との接続路線	
・ 無電柱化済み路線と接続し、美しい街並み形成に貢献する路線	

路線の選定の視点	路線の位置づけ	路線名	延長 (km)	概算事業費 (億円)
防災に寄与する路線	市内の緊急輸送道路や災害拠点病院に接続する路線	市道 4-33 号線(永山学園通り)	0.10	0.70
		市道 6-134 号線(多摩南部地域病院前)	0.33	2.31
歩道の狭い路線や片側歩道の路線	主要駅周辺 500m の路線	市道 1-3 号幹線[一部](明神橋通り)	0.34	2.38
		市道 5-44 号線(多摩センター駅前通り)	0.18	1.26
無電柱化済み路線との接続路線	無電柱化済み路線と接続し、美しい街並み形成に貢献する路線	市道 1-7 号幹線(聖蹟桜ヶ丘駅北側周辺)	0.49	3.43
		市道 1-28 号線①(聖蹟桜ヶ丘駅北側周辺)	0.09	0.63
		市道 1-28 号線②(聖蹟桜ヶ丘駅北側周辺)	0.29	民間施工
		市道 1-348 号線(聖蹟桜ヶ丘駅北側周辺)	0.04	民間施工
合計			1.86	10.71



出典：国土交通省ホームページ

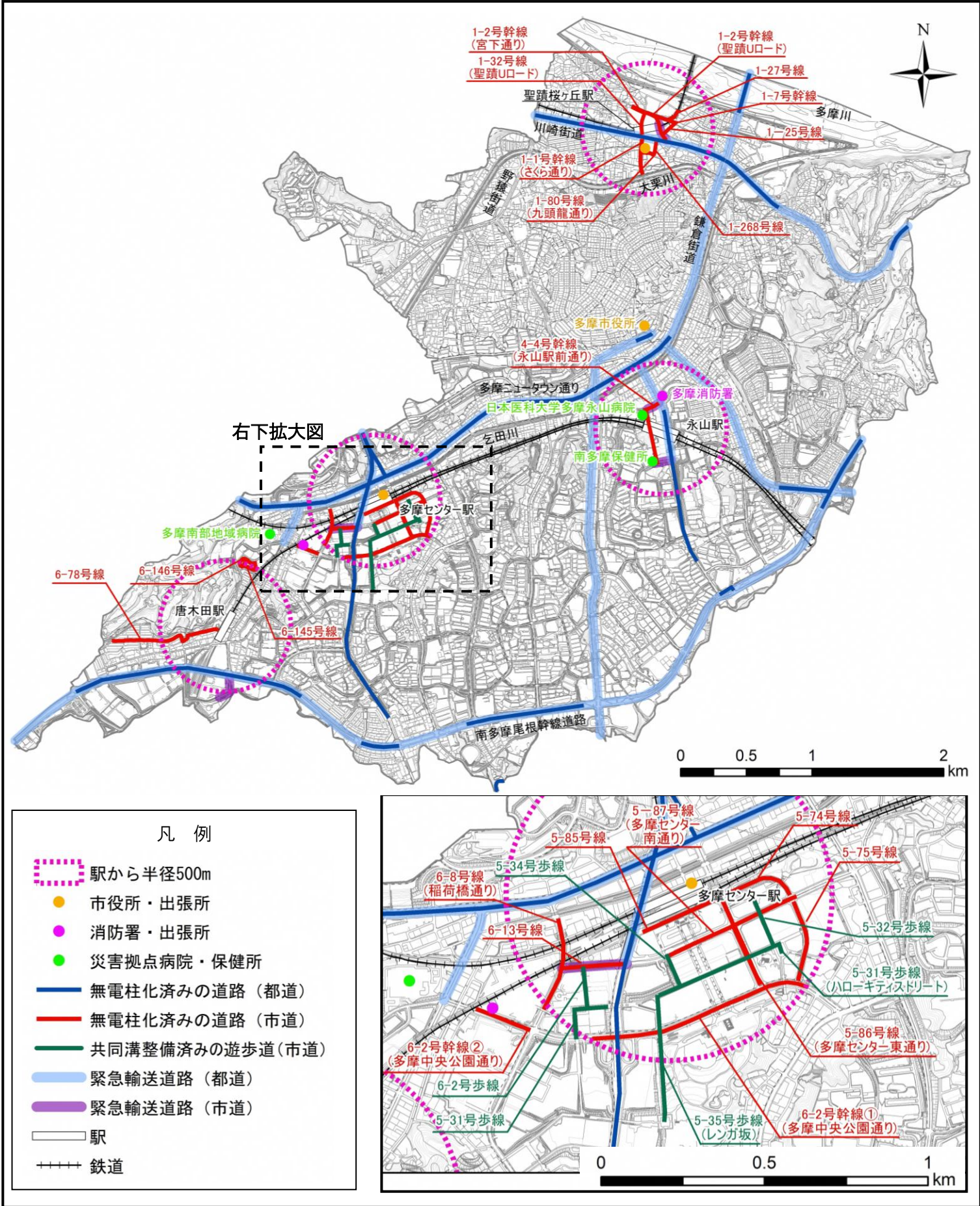
無電柱化整備路線（聖蹟桜ヶ丘 さくら通り）

3.無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

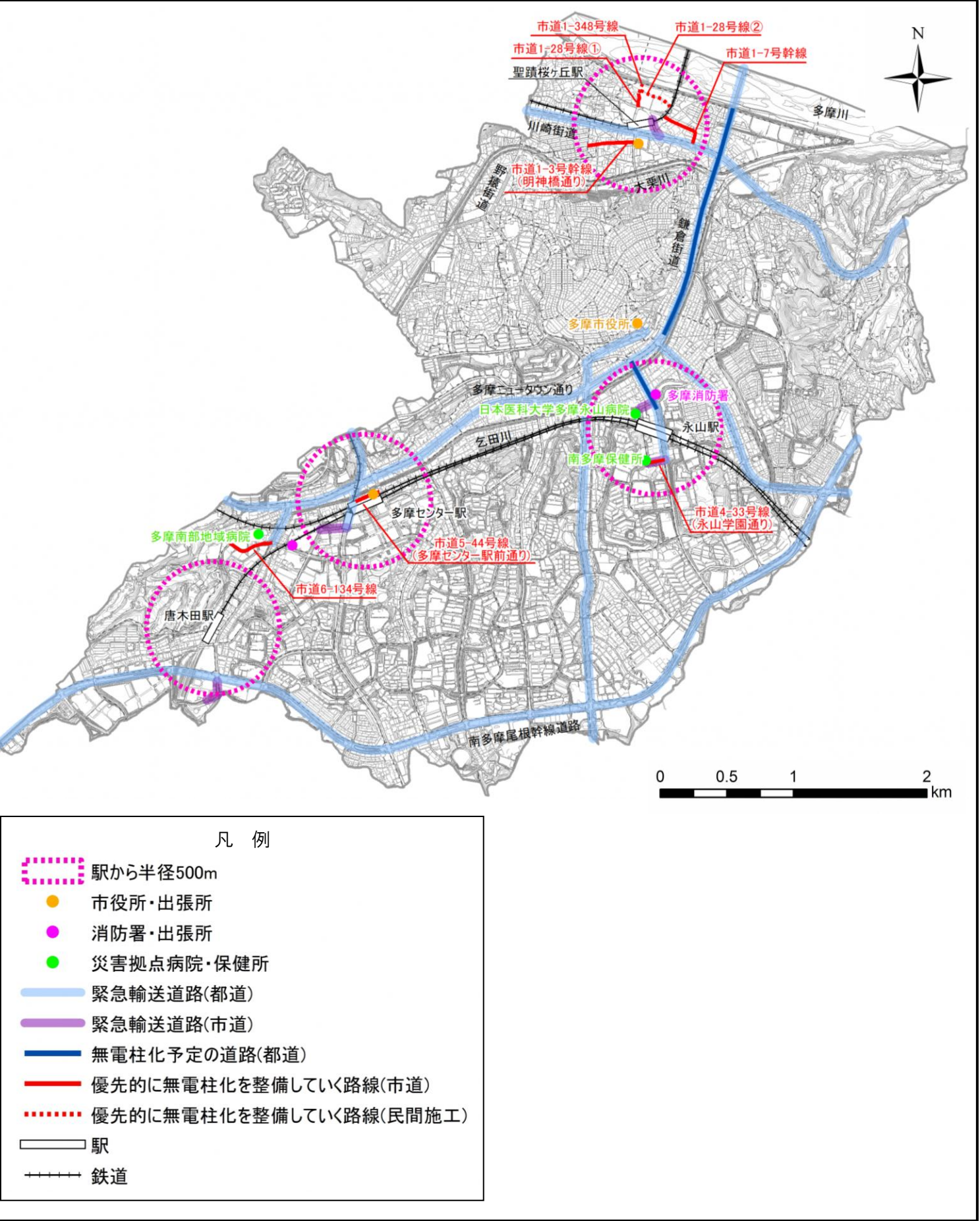
無電柱化の推進にあたっては、コスト縮減や財源の確保、推進強化のため、以下の施策を講じます。

施 策	具体的な取組み
低コスト化に向けた取組み	国や東京都の動向を注視し、低コスト手法の活用を検討します
補助金制度の活用	国や東京都の補助制度を活用し、財政的な支援を得て事業を推進します
無電柱化に関する措置制度を活用した推進強化	防災上重要な路線等について、新設電柱の占用を制限する措置について必要に応じて適用します

【多摩市の無電柱化の現状（2020(令和 2)年 3 月現在）】



【優先的に無電柱化を整備していく路線】



注)多摩消防署は仮庁舎に移転していますが、2020（令和2）年度に図中の位置に新庁舎となります
「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用したものである。（承認番号）31 都市基交著第 46 号」